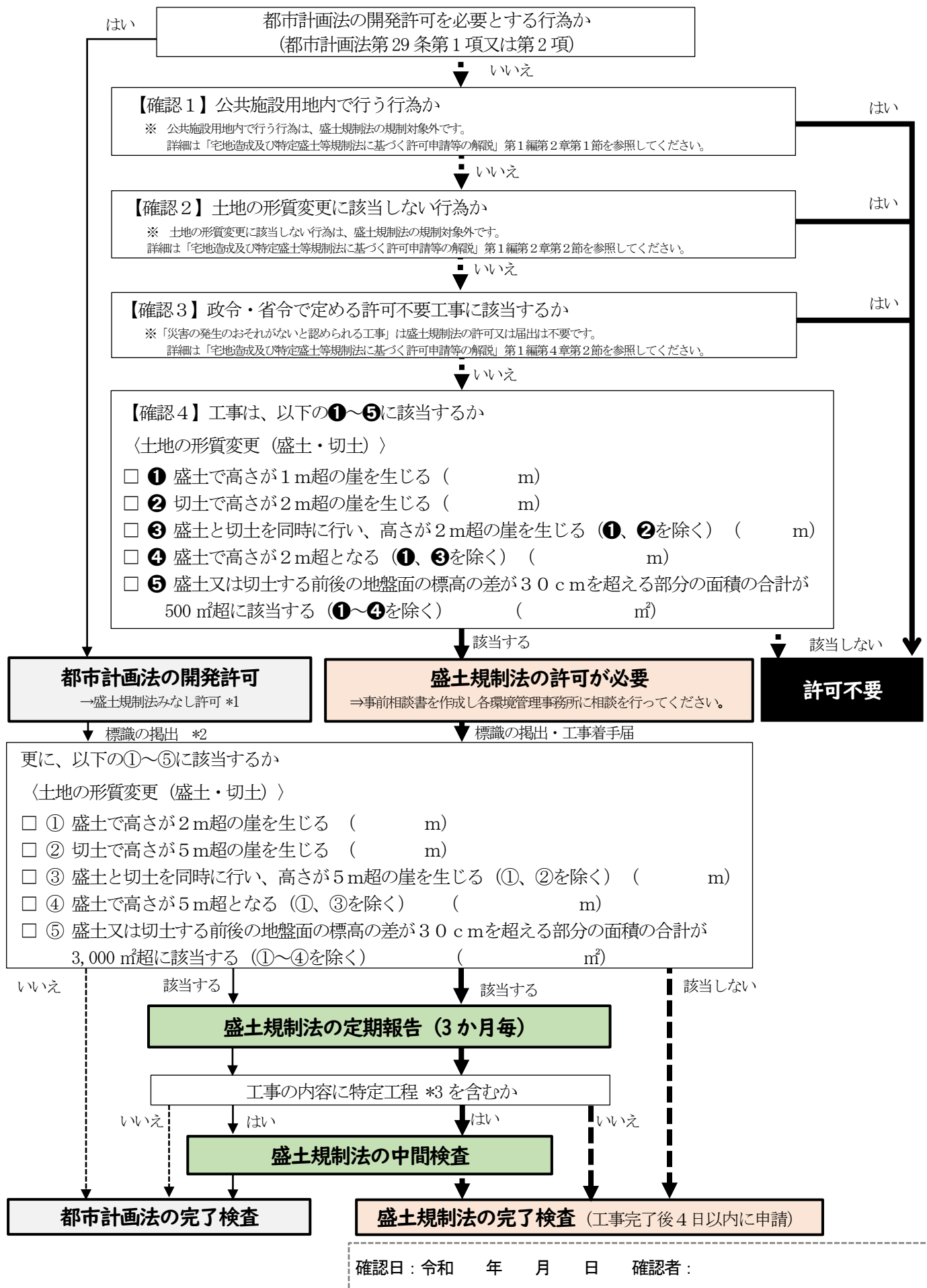


宅地造成又は特定盛土等（土地の形質変更）に関する工事の手続き判定フロー



*1 都市計画法の開発許可を受けた工事は、盛土規制法の許可を受けたとみなされます。

*2 盛土規制法の標識は、開発許可の標識と一体となった標識として掲出することができます。

*3 特定工程とは、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程をいいます。